## 租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称	新型インフルエンザ対策に係る医療提供体制整備促進税制の延長
2	要望の内容	
		増加。この鳥インフルエンザ(H5N1)が人から人へ感染する形に変異し、新型
		インフルエンザとして世界的に流行することが危惧されている。
		新型インフルエンザが発生した場合、国民に大きな健康被害を発生させ、最大
		2500万人が罹患、15~64万人が死亡すると想定されている。こうした中、1
		日の入院患者が最大 10 万 1 千人見込まれるなど、現在の医療体制では十分
		な対応ができないため、早急に医療提供体制を整備する必要がある。
		こうしたことを踏まえ、平成 21 年度税制改正において、本税制を措置したとこ
		ろ(適用期間2年間)。
		このような状況の中で、平成 21 年4月に新型インフルエンザ(A/H1N1)が発
		生し、医療提供体制については、新型インフルエンザ患者入院医療機関に係
		る補助等の措置を講じて対応。
		現在のところ、新型インフルエンザ(A/H1N1)の最初の流行は沈静化していると
		こであるが、今後再流行が生じる可能性もあり、また今回とは違った型の新型
		インフルエンザが発生するおそれもある。
		また、新型インフルエンザ(A/H1N1)対策総括会議報告書(平成 22 年6月 10
		日)においても、医療体制について、以下のような提言がなされているところ。
		・国が基本的な方針、考え方を示した上で、都道府県ごとに地域の実情を踏
		まえ、必要となる医療提供体制について検討を進めるべきである。また、国
		は、これに対する必要な支援を行うべきである。
		・具体的には医療スタッフ等の確保、ハイリスク者を受入れる専門の医療機
		関の設備、陰圧病床等の施設整備などの院内感染対策等のために必要な
		財政支援を行う必要がある。
		以上の点を踏まえると、医療提供体制については引き続きその充実が求め
		られるところであり、本税制については継続して措置することとしている。
3	担当部局	健康局結核感染症課
4	評価実施時期	平成22年8月
5	租税特別措置等の創設	平成21年4月1日より2年間の措置として創設(平成23年3月31日まで)
	年度及び改正経緯	平成23年4月1日より2年間の延長措置を要望中
		〒成20千4万1日あり2千間の歴政指担で女王甲
6	適用又は延長期間	2年間

7	必要性	1	政策目的	《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》
	等		及びその	
			根拠	新型インフルエンザ発生時、初期対応を行う感染症指定医療機関等(感染
				症指定医療機関及び「新型インフルエンザ対策行動計画」に基づき都道府県
				等が病床確保を要請した医療機関)における医療提供体制を確保する必要が
				ある。また、新型インフルエンザ発生後、多数見込まれる入院患者に対処する
				には、感染症指定医療機関等の感染症病床のみでは不足するため、臨時に
				開設する病床における感染防止のため、簡易陰圧装置の設置が必要である。
				新型インフルエンザ対策行動計画
				(新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議 平成
				21年2月改定)
		2	政策体系	(基本目標 I )
			における	安心・信頼してかかれる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
			政策目的 の位置付	(施策大目標5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止することともに、感染者等に必要な
			け	窓来並など健康を質が9 疾病をア防・防止9 ることともに、窓来有等に必要な 医療等を確保すること
			17	(施策中目標1)
				感染症の発生・まん延の防止を図ること
		3	達成目標	《租税特別措置等により達成しようとする目標》
			及び測定	
			指標	パンデミック期において最大10万1千人と見込まれる入院患者に対応できる
				だけの簡易陰圧装置を確保する。
				《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》
				感染症指定医療機関等(約4,060カ所、約4,060台)に簡易陰圧装置を設置
				《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》
				この租税特別措置等により、政策目的である簡易陰圧装置の必要数の確
				保を図る。
8	有効性	1	適用数等	平成21年度適用数:23台(10医療機関)
	等			
		2	減収額	平成21年度減収額:約230万円
		(2)	//以 1人 订只	平成23年度減収額:約230万円(平成21年度実績をもとに推計)
				十成20年度減収録・前2年の月11(十成21千度天順とのこに証明)
		3	効果·達成	《政策目的の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
			目標の実	
			現状況	
				laa

			《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:〇〇~〇〇)  《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:〇〇~〇〇)  《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)
9	相当性	① 租税特別 措置等に よるべき 妥当性等	新型インフルエンザは、感染力が強く、全国的に急速に拡大するおそれがある ため、不足が見込まれる入院施設の確保を容易にする簡易陰圧装置を、全国 各地に幅広く設置を促すためには、設置補助に加え税制を活用することは着 実に進めるためには有効である。
		② 他の支援 措置や義 務付け等 との役割 分担	同上
		③ 地方公共 団体が協 力する相 当性	
10	有識者の見解		(今後、意見聴取予定)
11	前回の事前評価又は事 後評価の実施時期		_